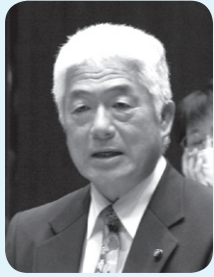


二宮 淳 議員

(一問一答方式)

- ①森林整備について
- ②合併処理浄化槽の維持管理費補助金制度について
- ③学校施設の断熱改修について



森林環境譲与税の活用計画について

問 森林整備等に必要な財源を安定的に確保する観点から、平成31年3月に森林環境税及び森林環境譲与税が創設された。これを活用した森林整備が松尾、北只地区で行われているが、今後は他の地域でも順次進めていく計画なのか。

答 森林環境譲与税を活用した経営管理集積計画の作成及び計画地の森林整備について、現在はその計画策定に先立つ森林所有者への意向調査を河辺町三嶋地区で実施しています。調査終了後には、松尾、北只地区と同様、市に森林の管理を委託する意向が示された森林の計画策定及び森林整備を進めることとしています。今後の実施地域、時期等については、間伐等の整備が進んでいない森林が多い地区を選定して、大洲市森林経営管理事業等検討委員会において決定することとしています。

合併処理浄化槽の維持管理費補助金制度について

問 令和2年施行の浄化槽法の改正により、環境負荷の少ない合併処理浄化槽への転換を促すことになったが、維持管理に係る費用が下水道や単独処理浄化槽と比べて割高であり、普及への障害にもなっている。維持管理への負担軽減として補助金を出すべきと考えるが、いかがか。

答 公共下水道と合併処理浄化槽の維持管理費に格差はありますが、本市においてはまず汚水処理人口普及率を向上させることが最優先課題と捉えており、引き続き合併処理浄化槽の普及啓発に努めるとともに、単独処理浄化槽やくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換補助制度の周知、環境負荷に対する意識啓発などに注力していきたいと考えています。

そのため、現段階では維持管理への助成ではなく、合併処理浄化槽の設置や転換を促進するため

に、広報おおずや地区回覧、ホームページ掲載などの広報活動に加え、各関係機関と連携しながら補助制度の周知を図り、清流肱川の水質保全を推進したいと考えています。

学校施設の断熱改修について

問 今年の夏は猛暑となり、学校現場では室温が30度近くになった教室もあったと聞く。学校環境衛生基準では、快適な学習環境として18度以上28度以下が望ましいとされているが、本市で基準は設けているか。また、屋内運動場に関してはエアコン未設置となっているが、今後設置する考えはないか。

答 令和2年度からエアコンの運用開始に際しては、適正かつ有効的に活用するための稼働方法や期間を定めたガイドラインを策定し、各学校に周知しています。その中で、設定温度の基準を定め、冷房の設定温度を28度とし、室内温度が28度を超えた場合に使用することを基本としています。また、室内温度が25度を超え、湿度等の上昇により著しく不快な環境である場合などは、校長の判断によりエアコンの使用を可能とし、児童生徒の様子も見ながら対応することとしています。なお、暖房の設定温度は20度を目安としています。

小・中学校の屋内運動場へのエアコン設置については未設置となっていますが、愛媛県内においても簡易的なスポットクーラーや冷風機を設置している自治体が2市町のみと、その設置率は低い状況です。

この要因として、国の交付金を活用するためには、屋内運動場に断熱性を確保することが要件となるなど、エアコンの設置費のみではなく、大規模な改修工事が必要になることや電気料金の増大等があげられます。このため、暑い時期の屋内運動場での学校活動時には、国の新型コロナウイルス感染症対策の補助金等を活用した大型の扇風機や冷風機で対応するとともに、エアコンを設置している校舎の多目的室等に場所を移動して集会等を行うなどの熱中症対策を取っています。

近年の気候変動による猛暑などの異常気象には大変憂慮しているところですが、屋内運動場へのエアコンの設置には多額の経費が必要となることから、早急な対応は困難であると考えています。